

富士宮市告示第 46 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 1 日

富士宮市長 須藤 秀忠



- 1 都市計画の種類及び名称  
岳南広域都市計画地区計画 外神東地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域  
縦覧する計画図表示のとおり
- 3 縦覧場所  
富士宮市役所都市整備部都市計画課